

**大阪府情報公開審査会答申（大公審答申第464号）**  
**〔不適切発言関係文書不存在非公開決定審査請求事案〕**  
**（答申日：令和7年11月17日）**

**第一 審査会の結論**

大阪府教育委員会が行った不存在による非公開決定は、妥当である。

**第二 審査請求に至る経過**

1 令和5年6月24日付けで、審査請求人は、大阪府教育委員会（以下「実施機関」という。）に対し、大阪府情報公開条例（平成11年大阪府条例第39号。以下「条例」という。）第6条の規定により、以下の内容で行政文書公開請求（以下「本件請求」という。）を行った。

**（請求内容）**

以下の行政文書の公開を請求します。

1 (1) 令和〇年〇月〇日（〇）〇時〇分頃に〇〇高事務室内で発生した職員A（当時）による職員Bへの不適切発言（暴言・非違行為・パワーハラスメント疑い）に係る次の文書・資料・メモ・電子メール等のすべて。右記職員への事情等の聴取り内容等を記録したものの（職員A、職員C、非常勤職員D分、うち職員A分については、同職員への指導内容や同職員の弁明等がわかるものすべてを含む）

（2）略

2 (1) 令和〇年〇月〇日から〇月〇日にかけて事務長が職員Cから、職員Cが担当職員Bに無断で担当外の送付物を開封し、個人情報を含む内容物を第三者に無断で交付した件について、事情等の聴取りを行った際のすべての内容がわかる文書、記録。資料、電子メールなどのすべて。

2 令和5年7月5日付けで、実施機関は、請求内容1（1）及び2（1）に対して、「本件公開請求に係る行政文書（以下「本件行政文書」という。）については、存在していないため、管理していない。」という理由を付して、条例第13条第2項の規定により、不存在による非公開決定（以下「本件決定」という。）を行い、審査請求人に通知した。

3 令和5年7月25日付けで、審査請求人は、本件決定を不服として、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第2条の規定により、諮問実施機関に対して、審査請求（以下「本件審査請求」という。）を行った。

**第三 審査請求の趣旨**

審査請求に係る処分を取り消す、との決定を求める。

**第四 審査請求人の主張要旨**

審査請求人の主張は、概ね次のとおりである。

1 審査請求書における主張

令和〇年〇月〇日に府立〇〇高事務室内で発生した職員A（当時）による非違行為によるパワ

一ハラスメント事件は、業務遂行中の〇〇同僚に対して、暴言により危害を加えた悪質な不祥事であり、〇〇にもかかわらず、〇〇職員Aは現在も謝罪せず、補償も一切行っていない。

こうした不祥事を受け、〇〇高では、職員A本人を始め、職員Cや非常勤職員Dから事情聴取したことは、校長自身が認めているところであり、令和5年7月5日付け教職人第1975号で郊外（府教委）へ文書で発言（信）した事実は、それ自体は非公開といえどもその事実は明らかとなっている。

しかるに、本件では公開請求対象文書を「不存在」で非公開としているが、前述の報告文書が存在している以上、その作成に当たっては、各種記録を参照するのが通例であり、その各種記録こそが、今回ここで当局が「不存在」という公開対象文書であって、不存在などは通常は有り得ないことである。

〇〇職員Aが処分されれば、管理職である校長にも監督責任が及ぶ。

よって〇〇高には不祥事の事実関係や〇〇職員Aに対する指導不足の露呈を恐れ、あろうことか情報公開における「非公開決定」制度を悪用して、不祥事等の隠蔽を行おうとしているのではないかというのが、審査請求人が抱いている疑念である。

もしこれが事実であれば、自らの保身のために情報公開制度を悪用する悪質極まりない行為を詳らかにする意味において、本公開請求は必要不可欠なものである。

これはまた、府内の綱紀保持や職場秩序の維持の観点からも、本件に係る全ての情報は直ちに公開されるべきである。

## 2 反論書における主張

- (1) 処分庁は、対象が行政文書に非該当とのみ主張している。
- (2) そもそも審査請求人は、対象が〇〇高校長らの個人メモだけなのか否か、知る由もない。
- (3) 処分庁は、審査請求人が令和5年7月25日付け審査請求書で主張した「非公開制度」の悪用について、一切の言及を行っていない。
- (4) 〇〇高首脳が自らの保身のために非公開制度を悪用している疑念は何ら払拭されていない。
- (5) よって、本件の真相を明らかにするためにも、情報公開は必要である。

## 第五 実施機関の主張要旨

実施機関の主張は、概ね次のとおりである。

### 1 弁明書における主張

#### (1) 弁明の趣旨

審査請求を却下するとの裁決を求める。

#### (2) 弁明の理由

##### ア 本件公開情報を非公開と決定したことについて

本件請求を受けて特定した文書等は、いずれも校長又は事務長が自ら作成、管理している個人メモであり、業務上必要なものとして実施機関内で組織的に用いるために利用、保存されておらず、条例第2条第1項が定める行政文書に該当していないため。

##### イ 審査請求の理由に対する弁明について

実施機関が本件請求に基づき特定した文書等は、校長又は事務長が本件請求記載の事案に関して聞き取り等を行った際に作成した紙のメモであり、個人的メモとして保管されて

おり、それ自体、複数の職員による検討に付されていない。

条例第2条第1項において、「「行政文書」とは実施機関の職員が職務上作成し、又は取得した文書、図画、写真及びスライド（これらを撮影したマイクロフィルムを含む。以下同じ。）並びに電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識できない方式で作られた記録をいう。以下同じ。）であって、当該実施機関の職員が組織的に用いるものとして、当該実施機関が管理しているものをいう。」と規定されているところ、当該規定については、条例解釈運用基準に則し、以下（ア）から（ウ）のとおり、解釈、運用している。

（ア）「実施機関の職員が組織的に用いるものとして、当該実施機関が管理しているもの」とは、作成又は取得に関与した職員個人の段階のものではなく、組織としての共用文書の実質を備えた状態、すなわち、当該実施機関の組織において業務上必要なものとして利用・保存されている状態のものを意味する。

（イ）具体的には、「組織的に用いるもの」とは、作成又は取得した文書等が職員個人の段階のものにとどまらず、業務上必要なものとして当該職員個人において自由に廃棄等の処分ができないものをいい、個人的な検討段階のメモで未だ組織的な検討に付されていないものなど、個人で自由に廃棄しても組織上・職務上支障がない個人メモ、個人用の控えなどは、該当しない。

（ウ）また、「組織的な検討に付された」ものとは、原則として、職階を問わず複数の職員による検討に付され、その結果、これらの者が意思形成に至る検討の過程等として共用するに至ったものというとされている。

上記（ア）から（ウ）に照らせば、本件請求を受けて特定した文書は組織としての共用文書の実質を備えた状態、すなわち当該実施機関の組織において業務上必要なものとして利用・保存されている状態のものではないため、条例第2条第1項が定める「行政文書」にあたらない。

よって、審査請求人の主張は失当である。

## 2 実施機関による口頭説明における主張

請求内容1（1）については、校長が各職員に聞き取りを行った際、校長の手持ちのメモ帳に記録したものしかなく、これは実施機関において組織的に用いるものではなく、行政文書に該当しないため不存在による非公開決定を行った。

また、請求内容2（1）の内容については、該当の職員が、不在の職員の代務を適切に行つたものであり、事情を聴取する必要がなく、当然に該当する行政文書がないことから、不存在による非公開決定を行ったものである。

よって、本件決定に違法不当な点はない。

## 第六 審査会の判断

### 1 条例の基本的な考え方について

行政文書公開についての条例の基本的な理念は、その前文及び条例第1条にあるように、府民の行政文書の公開を求める権利を明らかにすることにより「知る権利」を保障し、そのことによって府民の府政参加を推進するとともに府政の公正な運営を確保し、府民の生活の保護及び利便

の増進を図るとともに、個人の尊厳を確保し、もって府民の府政への信頼を深め、府民福祉の増進に寄与しようとするものである。

## 2 本件決定に係る具体的な判断及びその理由について

実施機関は、請求内容1（1）の内容に該当する校長が作成したメモは行政文書に当たらないとして、また、請求内容2（1）の内容に該当する行政文書は存在しないものとして、不存在による非公開決定を行った。

一方で、審査請求人は、実施機関が本件決定とは別に、本事案について校長が発信した文書の非公開決定を行っていることから、本事案に係る何らかの文書が存在すると主張している。

実施機関は、請求内容1（1）については、校長が各職員に対して聞き取りを行った際に内容を書き記したものとして校長が作成したメモを特定した。校長が作成したメモについては、本事案に係る行政文書を作成するための個人的なメモであり、当該行政文書を作成した後は廃棄しても差し支えなく、メモ自体が行政文書に当たらないとした実施機関の説明について不自然な点はなく、これを否定するほどの要素は認められない。

また、請求内容2（1）の内容についても、実施機関の説明に不自然な点はない。

よって、文書不存在とした決定は妥当である。

なお、審査請求人はその他縷々主張しているが、本件決定に対する判断に影響を及ぼすものではない。

## 3 結論

以上のとおりであるから、「第一 審査会の結論」のとおり答申するものである。

## 4 付言

本件請求は、特定の職員による不適切発言（暴言・非違行為・パワーハラスメント疑い）に関する行政文書を求めたものであるが、これらの情報は、個人の性質・性格に係る情報であつて、一般に他人に知られたくないと望むことが正当と認められる。

したがって、本件行政文書が存在しているか否かを答えるだけで、条例第9条第1号に該当する情報を公開することとなるため、本来であれば、条例第12条により、実施機関は、本件行政文書の存否を明らかにしないで、本件請求を拒否すべきであったと解される。

しかし、本件決定によって本件行政文書が存在しないことがすでに明らかとなっており、本件決定を取り消して、改めて存否応答拒否決定を行う必要性が乏しいことから、結論において妥当であると判断するが、今後、実施機関は決定を行うに当たって、慎重な判断のもと、条例の適切な運用に努めるべきである。

（主に調査審議を行った委員の氏名）

海道 俊明、近藤 亜矢子、榎原 和穂、高野 恵亮